

平成20年4月から、**通院のための交通費(医療移送費)支給の対象が見直され、その支給範囲が変更になりました。**

●これまで、**通院された場合は医療機関の通院証明により、通院のための交通費(医療移送費)が支給されておりました。**しかし、平成20年4月よりその交通費(医療移送費)支給の対象が、**原則として**

- ① **災害現場からの緊急搬送の場合**
- ② **離島等で対応できる最寄の医療機関に搬送する場合**
- ③ **移動困難な患者であって、医師の指示により転院する場合**
- ④ **移植手術を行うための医師等の派遣、臓器等の搬送を行う場合**

例外として

- ① **身体障がい等により電車・バス等の利用が著しく困難と認められる場合**
で、**最寄の医療機関まで通院等を行う場合**
- ② **へき地等により最寄の医療機関に通院等をする場合であっても交通費が高額になる場合**
- ③ **検診命令により検診を受ける場合**
- ④ **往診等にかかる交通費**

となりました。また、支給にあつては事前に申請を要し、医療機関、通院日数、利用する交通手段等が適切かどうかを検証のうえ支給することとなっております。

なお、支給が認められる医療機関は原則として福祉事務所管内(旧嘉飯山地区)に限られることとなります。

(裏面に続く)

●7月以降は支給対象となる場合においても、事前に申請書(様式12)を通院予定前月までに6ヶ月単位で申請していただきます。事前に決定後(6ヶ月単位)は、毎月の通院が終わり次第、月単位で給付要否意見書<医療移送>を提出していただき、その翌月以降に支給することになります。

●今まで支給していた通院においては、今回の取り扱いの変更により、その経過措置として3ヶ月以内の是正期間が設定されておりますので、6月までの通院については、現行のまま支給し、7月以降の通院については見直し後の支給対象及び支給範囲に限定されます。

*6月分までの申請は通院月後2ヶ月以内8月までに行ってください必要がありますのでご注意ください。

なお、今後は事前申請となりますので、7月からの交通費(医療移送費)を申請される場合については6月中に事前申請される必要があります。

*ご不明な点については、担当ケースワーカーにお尋ね下さい。

今後の交通費(医療移送費)支給の流れ.....

6ヶ月単位での交通費(医療移送費)申請



交通費(医療移送費)申請の適否の審査



交通費(医療移送費)の決定(6ヶ月単位)



通院



毎月単位の通院証明添付の上、給付申請



交通費(医療移送費)の支給